

令和7年8月11日
九州地方整備局

記者発表資料

国道10号の通行止めに伴うE78東九州自動車道の
代替路（無料）措置について

国道10号の通行止めに伴い、迂回路車両への対応としてE78東九州自動車道の以下の区間において代替路（無料）措置を19時00分より実施します。

なお、本措置は区間限定であり、以下の区間以外を通行される車両は対象となりませんのでご理解ください。

【実施期間】

○国道10号の通行規制実施の間

※本措置を終了する際は、別途お知らせします。

【代替路（無料）措置区間】

○E78 東九州自動車道 隼人東IC～（隼人西IC）～加治木IC間

<問い合わせ先>

○国道に関する問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 道路部 道路計画第一課 やの 矢野 しんいち 槇一

電話番号：092-471-6331（代表）

○高速道路に関する問い合わせ先

NEXCO西日本お客さまセンター（24時間対応）

電話番号：0120-924-863

お知らせ

降雨に伴う鹿児島県内の国道10号通行止めによる E78 東九州自動車道隼人東IC～加治木IC間の代替路(無料)措置について

令和7年8月8日(金曜)から、国道10号(鹿児島県霧島市隼人町野久美田地内～始良市加治木町錦江町地内)の通行止めを実施しています。このため、並行する東九州自動車道隼人東インターチェンジ(IC)から加治木インターチェンジ(IC)間において、国道10号の代替路(無料)措置を実施します。

なお、本措置は対象区間限定であり、当該区間以外を通行される車両は措置の対象となりませんのでご了承ください。

1. 開始日時

令和7年8月11日(月曜)19時

2. 対象車両

E78 東九州自動車道(上下線)において、以下の対象ICを入口かつ出口として走行する車両(全車種)

【対象IC】 隼人東IC・隼人西IC・加治木IC

※対象区間以外は、代替路(無料)措置の対象外(有料)となります。

3. 通行方法

【ETCをご利用になるお客さま】

対象となる区間の入口IC及び出口ICをETC無線走行して下さい。

※ご注意)ETCご利用の場合、出口料金所では通行料金が表示されるとともに、ETC利用照会サービス等において利用履歴が表示される場合がありますが、ご請求はいたしません。

【ETCをご利用にならないお客さま】

入口ICでは必ず通行券をお取りいただき、出口ICでは係員のいる有人レーンまたは料金精算機をご利用ください。

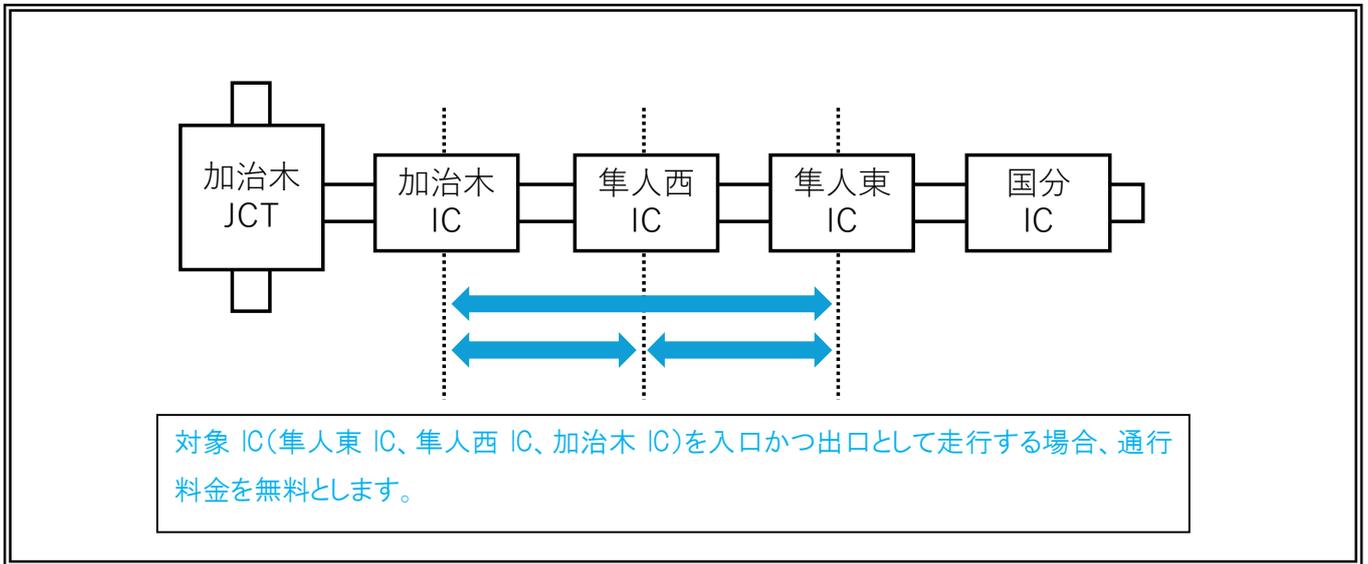
4. 通行方法

隼人西ICはETC専用料金所ですが、代替路(無料)措置期間中は、ETC以外のお車についてもご通行いただけます。

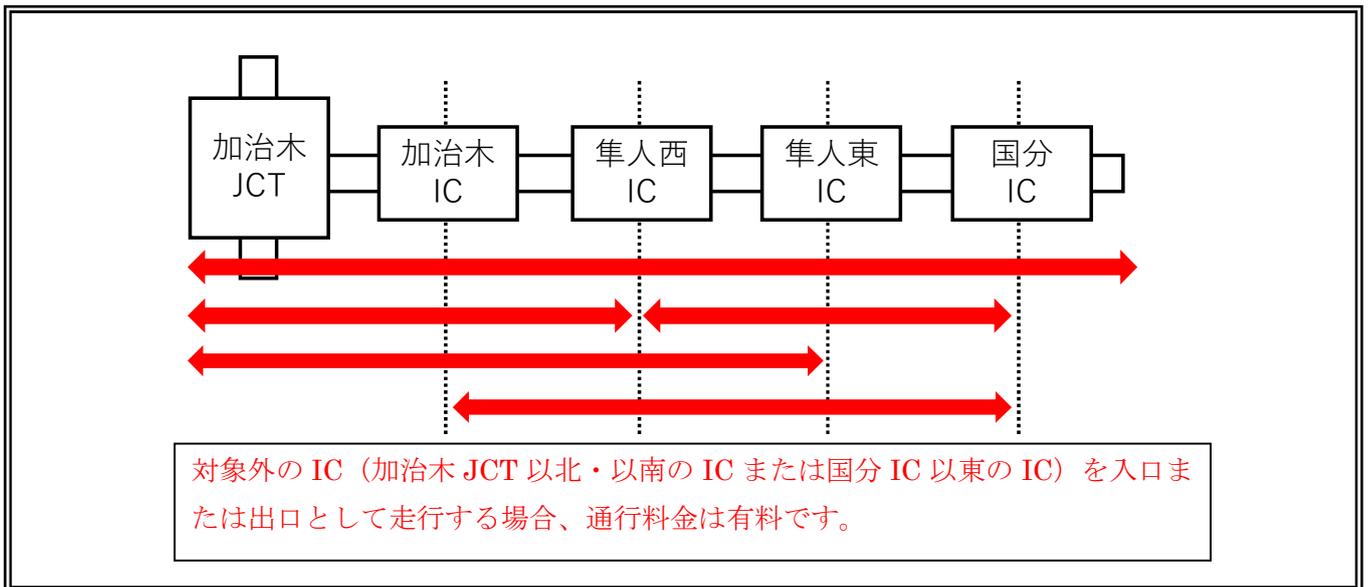
【位置図】



【無料となる走行例】 代表的な走行を抜粋して記載



【無料とならない走行例】 代表的な走行例を抜粋して記載



【国道の状況などについての問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局

道路部 道路計画第一課長 や の しんいち 矢野 槇一 4211(内線)

電話番号:092-471-6331(代表) 092-476-3529(直通)

【通行料金や東九州自動車道に関する問い合わせ先】

【お客さま窓口】

NEXCO西日本お客さまセンター(24時間対応)

電話番号:0120-924-863